

藤沢市印鑑条例の一部改正について
藤沢市印鑑条例の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市印鑑条例の一部を改正する条例

藤沢市印鑑条例（昭和49年藤沢市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市の」を「市が備える」に改める。

第7条第1項第1号中「氏に」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「政令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）、氏若しくは旧氏に」に、「氏と」を「氏若しくは旧氏の頭文字と」に改め、同条第2項第1号中「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26」を「政令第30条の16」に改める。

第8条第1項第5号中「氏名（」の次に「氏に変更があつた場合に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調整する住民票にあつては記録。第12条第2項第4号において同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏，」を加え、「，氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改める。

第12条第2項第4号中「氏」の次に「（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、住民基本台帳法施行令の一部が改正され、氏の変更があった者に係る旧氏の住民票等への記載が可能となったことに伴い、本市の印鑑登録において旧氏の使用を可能とする必要による。